

県有地の一時貸付実施要領

未利用県有地について、売却処分までの暫定的な土地活用として、管理上支障のない範囲で一時貸付を行います。

借受けを希望される方は、本要領をご確認の上、お申込みください。

1 申込み資格要件

次に該当する方は申込みできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員である者
また、これら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者
- (3) 暴力団又は暴力団員等の依頼を受けて借受けの申込みをしようとする者

2 貸付用途

利用方法として、駐車場、工事の資材置き場、仮設建築物の建設等の一時的な使用の用途で貸付可能ですが、以下のような用途では貸付できません。また、本件賃借権を第三者に譲渡し、又はこれに他の権利を設定することはできません。

- (1) 堅固な建物の建設
- (2) 暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供するもの
- (3) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるものの用に供するもの
- (4) 県有地の利用にふさわしくないと認められるもの
 - ア 政治性又は宗教性のあるもの
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業又はこれに類するもの
 - ウ ギャンブル又はこれに類するもの（ただし、公営又は宝くじに関するものを除く）
 - エ 騒音、振動、悪臭の著しい場合など、管理又は環境保全上不適切であるもの
 - オ その他、公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

3 貸付期間

1日単位によるものとし、1日から1年（12か月）の間で貸付けが可能です。期間満了の2か月前までに書面（県指定様式）により本県に申し出を行い、承認を得たうえで期間更新ができます。ただし、貸付期間は通算3年を超えることはできません。

4 貸付面積

県有地全体の貸付けを原則としますが、一部分のみの貸付けを希望される場合は事前にご相談ください。

5 貸付料

- (1) 本県の定める貸付料の算定方法に基づき算出した額となります。
- (2) 貸付期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、日割りをもって計算します。
- (3) 貸付期間が1月未満の場合は、貸付料に消費税が加算されます。
- (4) 貸付面積が一部の場合は、貸付面積／総面積で計算します。
- (5) 貸付期間を更新する場合は、その都度貸付料の算定を行うため、地価変動等により貸付料を変更する可能性があります。

6 借受けの申込み

- (1) 貸付面積、期間等について確認しますので、必ず事前に下記へ電話又は来庁の上で相談ください。

福岡県総務部財産活用課公有財産係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁南棟9階）
TEL 092-643-3088（ダイヤルイン直通電話）

- (2) 申込みは、下記書類一式を提出した順に受付します。

書類の提出先は各物件を管理している部署への提出となりますので、事前にご確認ください。

- ①公有財産借受申請書（指定様式）
- ②誓約書（指定様式）
- ③借受後の利用計画書（任意様式）
- ④関係図書（建築目的のものについては、予定建築物の配置図、平面図）
- ⑤個人にあつては、住民票
- ⑥法人にあつては、法人登記簿謄本
- ⑦法人にあつては、法人等の定款又は寄付行為等の書類
- ⑧法人にあつては、役員一覧（指定様式）

7 契約

- (1) 福岡県が作成した賃貸借契約書により締結していただきます。様式は別に掲載して

いますので、あらかじめご確認ください。

- (2) 使用目的は、申込み時に提出いただいた公有財産借受申請書及び利用計画書に記載の用途に限定します。
- (3) 契約期間が満了する期日までに、賃貸借物件を原状に復したうえで、福岡県に返還していただきます。

8 契約保証金

- (1) 借受人は、契約締結の際、契約金額が250万円以上の場合には、契約金額の10分の10以上の現金又はこれに代わる担保（主に、銀行振出小切手）を契約保証金として、契約金額とは別に県に納付しなければなりません。

9 貸付料の納入

- (1) 貸付料は、毎年度、当該年度分を県が定める日までに、県が発行する納入通知書により納入していただきます。
- (2) 貸付料を定められた期日までに支払わなかった場合は、定められた期日の翌日から納入の日までの日数に応じて、納入しなかった貸付料について年14.6%の割合で計算した遅延損害金を県に支払わなければなりません。

10 契約解除

借受人が、納期限までに代金の全額を納付しないとき、又は借受申込時の誓約書の内容が事実と相違することが判明した場合等、借受人の責めに帰すべき理由により県が契約を継続し難いと認めるときは、県は契約を解除することができます。

11 費用負担

賃貸借契約書に添付する収入印紙、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、借受人の負担となります。